

# 「特別児童扶養手当」についての大切なお知らせ

**平成30年8月分から、支給制限に関する所得の算定方法が変わります**

## 所得の算定に当たって控除の適用が拡大されます。

- ① 受給資格者や扶養義務者等が、未婚のひとり親(※)の場合には、特別児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、地方税法上の「寡婦・寡夫控除」が適用されたものとみなし、総所得金額等合計額から控除します。

※地方税法上の寡婦または寡夫であることの判断と同様、前年の12月31日時点の状況により判断します。

### I 母の場合、次の要件に該当していれば27万円控除

- ・非婚で子どもを出生した人で、扶養親族や生計を同じくする子ども（前年の総所得金額等が38万円以下で他の人の配偶者控除、扶養控除の対象となっていない）がある

### II 母の場合、次の要件全てに該当していれば35万円控除

- ・非婚で子どもを出生・扶養親族である子がいる人
- ・前年の合計所得金額が500万円以下であること

### III 父の場合、次の要件全てに該当していれば27万円控除

- ・非婚で出生した子どもを認知し配偶者がなく育てている
- ・生計を同じくする子ども（前年の総所得金額等が38万円以下で他の人の配偶者控除、扶養控除の対象となっていない）がいる
- ・前年の合計所得金額が500万円以下

- ② 土地収用で土地を譲渡した場合に生じる売却益等については、特別児童扶養手当の支給制限のために所得を算定するに当たって、総所得金額等合計額から控除します。

### 具体的な 控除額

- i 収用交換などのために土地等を譲渡した場合の5,000万円
- ii 特定土地区画整理事業などのために土地等を譲渡した場合の2,000万円
- iii 特定住宅地造成事業などのために土地等を譲渡した場合の1,500万円
- iv 農地保有の合理化などのために農地等を売却した場合の800万円
- v マイホーム（居住用財産）を譲渡した場合の3,000万円
- vi 特定の土地を譲渡した場合の1,000万円
- vii 上記の i ~ vi のうち 2 つ以上の適用を受ける場合の最高限度額5,000万円

※ 上記①及び②については、所得証明書類により確認します。

※ 上記①については、戸籍等の追加書類の提出が必要な場合がありますので、適用を希望される場合は、必要書類や適用要件について、窓口等へお問い合わせください。

**詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。**

(お問い合わせ先)

逗子市役所 子育て支援課

TEL 046-873-1111

(内線537)